

わかばやしげよし

中国四国管区行政評価局（局長：若林 成嘉）は、太田川デルタの河川における水の事故防止に関する行政相談を受けて、現地等を調査の上、同局の行政苦情救済推進会議（座長：川内 焔 広島修道大学法学部教授）の意見を踏まえ、中国地方整備局に対し、水による事故防止のため、公園の管理者との一体的な安全管理や教育委員会等と連携した啓発活動を推進するよう平成 28 年 5 月 30 日にあっせんを行い、中国地方整備局からあっせんに対する回答（6 月 30 日）を受けています。
このたび、その後の改善措置状況について中国地方整備局から以下のとおり回答がありましたので、お知らせします。

【本件のきっかけとなった行政相談】

広島市内を流れる旧太田川では、堤防から水面近くに降りることのできる階段が多く設置されている。先日、児童公園のある堤防付近で小学生の児童が堤防の階段を降りて水面間近で遊んでいるのを見かけた。近くに保護者もおらず、事故が起きてからでは遅いので、事故防止のための何らかの措置をすべきではないか。

【当局あっせん内容、あっせんに対する中国地方整備局の回答内容及びその後の改善措置状況】

当局あっせん内容	中国地方整備局の回答内容（平成 28 年 6 月 30 日）	その後の改善措置状況（平成 28 年 9 月 26 日）
<p>中国地方整備局は、「水の都リバーウォーク」を推進するとともに、水による事故防止の観点から、太田川デルタにおいて管理する河川について、次の事項を検討する必要がある。</p> <p>① 雁木等を点検の上、割れなどの劣化がみられるものについては、継続して監視し、必要に応じて補修等の措置を講ずるとともに、河川堤防上の公園の管理者（広島市）と連携して一体的な安全管理を推進すること。</p> <p>② 水の事故の発生や、階段が傾いている等の雁木がみられることを踏まえ、教育委員会、市民団体等と連携し、子供や保護者に対する水による事故防止のための啓発活動を、より一層、推進すること。</p>	<p>① これまで、太田川河川事務所では、河川管理者として、河川巡視（管理区間を 1～2 巡／週）や堤防点検（出水期前及び台風期、並びに出水後、地震後）、安全利用点検（ゴールデンウィーク前、夏休み前）を行い、危険と判断されるものはもとより、劣化の進行等により破損の可能性があるものについて、補修・監視・記録等を行っています。 今後も引き続き、これらの取組を適切に実施していくとともに、川の安全利用の面からも公園管理者に協力を求め、連携し点検等を実施していきます。 なお、夏休み前の安全利用点検では、公園管理者にも参加いただくよう協力を依頼する予定です。</p> <p>② 川は、川遊びに興じることができる自然豊かな水辺空間である一方で、急な増水により水難事故が発生する場合があるなど、注意を要する面を有していることから、太田川河川事務所では、河川管理者として、これまで、ホームページや水辺の安全教室の開催などにより、啓発活動に努めています。 今後も引き続き、これらの取組を実施していくとともに、教育委員会、河川協力団体等にも協力を求めながら、啓発活動を実施していきます。 なお、河川愛護月間である 7 月には、水辺の安全教室の開催、FMラジオを活用した啓発等を計画しており、広島市教育委員会、河川協力団体に協力を依頼する予定です。</p>	<p>① 太田川河川事務所は、河川巡視（管理区間を 1～2 巡／週）を継続的に実施し、指摘のあった 5ヶ所を補修するとともに、適宜に監視・補修・記録を行っています（補修例は別添資料参照）。 また、夏休み前の安全利用点検においては、公園管理者への参加協力を求めるとともに、河岸緑地の日頃の適切な維持管理の徹底をお願いする文書を平成 28 年 7 月 15 日に発出し、7 月 22 日に公園管理者と合同で点検を実施しました。 以上については、今後も継続して取り組むこととしています。</p> <p>② 太田川河川事務所は、ウェブサイト (http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/kids/kids.htm) により、継続的に水難事故防止に関する啓発を行っています。 また、水辺の安全教室の開催にあたっては、従前から周知協力を求めている河川協力団体に加え、広島市教育委員会に開催の周知協力を求める文書を平成 28 年 6 月 27 日に発出し、7 月 24 日に水辺の安全教室を開催しました。 その他、FMラジオによる水難事故防止に関する啓発を従来の 1 回から 2 回（7 月 1 日、5 日）実施するとともに、水生生物調査（7 月 7 日、12 日、23 日）においても啓発を行いました。 以上については、今後も継続して取り組むこととしています。</p>

◆行政苦情救済推進会議とは

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と考えられる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立的かつ的確な処理を推進するために設置



中国四国管区行政評価局

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

【本件照会先】 首席行政相談官 長廻 晴彦 電 話 : 082-228-6174 F A X : 082-228-4955
行政相談官 筒井 恒次 E-mail : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html>

【別添資料】

階段の一部が破損するなどの劣化がみられた雁木（元安川）の改善事例



改善前



改善後